

無料低額診療事業についてのご案内



1. 無料低額診療事業とは

当院では、社会福祉法第2条第3項に基づき、生活困窮者のために、無料低額診療事業を行っています。

経済的理由により適切な医療を受けることが困難な方々に対して、当院での外来、入院を問わず、患者本人の診療費の一部を減額または全額を免除し、安心して医療を受けて頂くことを目的とする。

2. 対象となる方

- 年金だけで、収入が少ない。
- 診療費の支払いをすると、生活が困難になる。
- リストラや失業などのため、一時的に収入がなくなった。
- ホームレス、被災者、外国人、DV 被害者。その他、院長が必要と認める者など。

3. 利用するには

①相 談 まずはお気軽に、地域医療連携室までご相談ください。



面 談 患者本人またはご家族と医療ソーシャルワーカーで面談を行います。必要に応じて申請手続きをすすめさせていただきます。守秘義務は、厳守しております。



②申 請 申請には『必要な書類』と、世帯全体の収支内容を記載したものを提出して下さい。

○給与証明書 ○年金はがき ○世帯全員分の所得・課税証明書 ○通帳のコピー



適応の審査 審査の上、院長の決裁を受け決定します。減免が認められた患者本人、申請者へ文書で通知致します。減免の対象とならない場合もありますので、ご注意下さい。



③利 用 ○外来の診療費 ○入院費の場合は、診療費＋食費

無低の対象にならないもの

○おむつ代・CSセットなどの自費負担 ○当院以外の医療機関の診療費や保険調剤薬局の薬代

「減免の期間」は、一度の申請につき原則6ヶ月とする。更新ごとに手続きが必要となります。

事例① 生活保護の受給が終了し、診療費の支払いが困難となった。

受診している診療科も多く、生活費に占める診療費の負担が大きくなるため、減免の対象とする。

事例② 本人の給与だけでは、診療費が払えず受診して医療が受けられない。

実質の収入は少なく、主治医より治療を中断することで、疾患の悪化や仕事に影響を与える可能性があるため、患者本人が医療を受けられるよう、減免の対象とする。

Q1 済生会とは？

A1 明治44年、明治天皇の「医療によって生活困窮者を救済しよう」との済生勅語により、創立されました。

Q2 誰でも、減免の相談や申請の手続きを行うことが出来るのですか？

A2 相談は患者本人・ご家族の方以外に地域の市役所、社会福祉協議会等からの相談も受付けております。

減免申請に必要な手続き等に関しては、患者本人・ご家族の申し出により行います。

Q3 減免の申請には、費用はいくらかりますか？

A3 「必要な書類」にかかる文書費用は、患者本人・ご家族で負担をお願いします。

Q4 減免の対象となる、生活費の基準はいくらですか？

A4 生活保護法の生活基準のうち、生計(第1類)と生計(第2類)の合計(世帯全体の額)に1.2倍を乗じた額を基準とします。

Q5 入院中の洗濯代や売店で購入したものも、減免の対象となりますか？

A5 洗濯代や売店で購入したものは、診療費以外の自費負担に該当するため、減免の対象となりません。

Q6 減免患者の薬は何処で処方され、薬代は減免の対象となりますか？

A6 減免患者の薬は院内処方にて、院内で処方された薬代が減免の対象となります。但し、減免患者の薬であっても、院内で処方出来ない薬など、院外処方となった場合の薬代は減免の対象となりません。

Q7 減免の申請を出したら、診療費は払わなくてもよいのですか？

A7 審査・院長の決裁で決定する間、一旦診療費の支払いを保留とし、認められた場合は減免の期間内で免除とする。審査で不承認となった場合、患者本人・ご家族と医事課の協議の上で、分割払いも可能です。

Q8 当院以外にも、医療機関を受診していますが、診療費は減免の対象になりますか？

A8 患者本人が当院以外の医療機関で支払っておられる診療費を、減免の対象とすることは出来ません。

減免の申請、審査の基準となる収支に、当院以外の医療機関の診療費を支出認定として含めます。支出認定には、生活費(食費・家賃・電気代・ガス代・水道代・電話代)以外にも、交通費や保険料、消費者金融・住宅ローン・自動車ローンなどの借財も含めます。



島根県済生会江津総合病院 入退院支援・地域連携センター

場所: 島根県江津市江津町1016-37 済生会江津総合病院 1F

月曜日～金曜日 9:00～16:00 (電話) 0855-54-0101 (病院代表)